

令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託契約書

茨城県消費生活センター（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座業務の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の各号に掲げる業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名：令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託（以下「委託業務」という。）
- （2）委託業務内容：令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- （3）契約期間：令和7年4月1日から委託業務終了日（又は令和8年1月31日のいずれか早い日）まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金*****円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*****円）とする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、委託料を前金払することができる。
- 3 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第1号）により請求するものとする。
- 4 乙は、前金払として5月に委託料の70%の金*****円（1円未満の端数は切り捨て）を請求することができる。
- 5 前項による支払額以外の委託料は、第6条の完了報告に基づき支払うものとする。
- 6 甲は、第4項に定める支払請求があったときは、請求書受理後30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第5条 乙は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（完了報告等）

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の報告書を受領したときは、遅滞なくその内容を検査するものとする。

(委託料の支払)

第7条 乙は前条の規定による検査に合格した後に、甲に対して委託料を請求することができる。

2 甲は、前項に定める支払請求があったときは、請求書受理後30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、委託業務の実施について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(状況報告)

第9条 乙は、甲から委託業務の実施状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要に応じて委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託業務内容、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面によりこれを定める。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定を遵守し、必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、委託業務を完了することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙に委託料を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができ、これに関する一切の責を負わないものとする。

(帳簿等)

第14条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(損害賠償)

第 15 条 委託業務を実施するに当たり発生した損害の賠償経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由により生じた損害の賠償経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

2 第 13 条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害額を支払わなければならない。なお、損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 16 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第 17 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の処理)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、誠意をもって処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲

印

乙

印

別記

特約事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

受講者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過するときは、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

6 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された受講生の履歴書は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

年 月 日

茨城県消費生活センター長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託料前金払請求書

年 月 日付で締結した委託契約に係る委託料について、委託契約書第3条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 前金払を必要とする理由

2 請求金額

金 円也

区 分	金 額
契 約 額	円
前金払請求額	円
残 額	円

3 請求金額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		銀行 信用金庫 労働金庫	支店 出張所
振込口座	預金種別		
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

年 月 日

茨城県消費生活センター長 殿

(受託者)
所在地
団体名
代表者氏名

委託業務完了報告書

年 月 日付で締結した委託契約について、下記のとおり実施しましたので委託契約書第6条の規定により報告します。

記

- 1 委託業務名
- 2 実施業務内容 別添のとおり
- 3 事業の概要

受験対策講座

期 日	時 間	会 場	講 座 名	講 師 名

- ・ 受講者 _____名（別紙名簿のとおり）
- ・ 研修資料 別添のとおり
- ・ 実施状況写真 別添のとおり